

会 議 録

会 議 の 名 称		令和８年度 第１回 福津市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時		令和８年８月２４日（月） 午後 ７時００分から 午後 ８時３０分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館２階 庁議室
委 員 名		〈出席委員〉 漆谷 慎一 中村 康子 小山 知子 宮城 譲 中島 究 高木 義明 仲村 亀雄 大森 静代 井上 美由紀 渡辺 智博 〈欠席委員〉 なし
所 管 課 職 員 職 氏 名		市民生活部長 平田 健三 保険年金医療課長 佐々木 こずえ 保険年金係長 清水 翔平 保険年金係 川上 結生
会 議	議 題 （ 内 容 ）	（１）福津市国民健康保険事業の運営について（諮問） （２）福津市国民健康保険の状況
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	１名
	資 料 の 名 称	・ 令和８年度第１回福津市国民健康保険運営協議会次第 ・ 福津市国民健康保険運営協議会委員名簿 ・ 福津市国民健康保険条例（抜粋） ・ 福津市国民健康保険事業の運営について（諮問） ・ 福津市国民健康保険の状況 ・ 子ども・子育て支援金に関する試算（子ども家庭庁資料） ・ 第三者行為により負傷したら（チラシ） ・ 高額療養費制度の見直しについて ・ 地域フォーミュラリについて
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
		記録内容の確認方法 委員確認
そ の 他 の 必 要 事 項		

令和8年度 第1回 福津市国民健康保険運営協議会会議録

令和8年8月24日
市役所 本館2階庁議室

(事務局) 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
本日の協議会が令和8年度の第1回目の会議となっております。
なお、今年度から保険医・保険薬剤師代表委員として宗像医師会を代表し委員をおつとめいただいていた古野委員が、宗像医師会における役職を交代されたため、今年度から、宮城様が新たな委員としてご就任いただいております。宮城様、今度とも何卒よろしくお願い申し上げます。
加えまして、今年度は保険年金医療課においても課長が人事異動で交代しております。昨年度の朝長に代わりまして、わたくし佐々木が課長に着任いたしました。皆さまよろしく願います。
まずはじめに宮城様の委嘱状交付を行います。
本来であれば、市長がご挨拶および委嘱状の交付を行うところでございますが、本日市長が他の公務で欠席のため、市民生活部長の平田が務めさせていただきます。

◎ 委嘱状交付

- (1) 市長(代理)挨拶
- (2) 委嘱状交付

◎ 令和8年度第1回福津市国民健康保険運営協議会

(事務局) それでは、ただいまより「令和8年度第1回福津市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

1. 新任委員紹介

(事務局) 「福津市国民健康保険運営協議会委員名簿」をご覧ください。

次第1の「新任委員紹介」です。

福津市国民健康保険運営協議会は、福津市国民健康保険条例第2条第1項第1号から第4号の規定により委員の定数が定められています。構成は1号委員の被保険者代表委員3名、2号委員の保険医及び保険薬剤師代表委員3名、3号委員の公益代表委員3名、4号委員の被用者保険代表委員1名です。

宮城委員は保険医代表委員の一人として就任いただいております。宮城委員大変恐れ入りますが、一言ご挨拶いただけますと幸いです。

(宮城委員の挨拶)

ありがとうございました。

今年の協議会の初回であることに加えて、新たにご就任いただいた宮城委員へのご紹

介も兼ねまして、委員の皆さまの名簿の順にお呼びいたします。その場で構いませんので、一言ご挨拶いただけますと幸いです。

(委員紹介)

ありがとうございました。

ここで、本運営協議会の事務局職員の紹介をさせていただきます。

市民生活部長の平田です。

続きまして、私、保険年金医療課長の佐々木です。

次に、保険年金係長の清水です。

最後に、保険年金係 国保運営協議会担当の川上です。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上で事務局職員の紹介を終了いたします。

つづきまして、本協議会の成立宣言を行います。国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により過半数の委員の出席で会が成立します。

本日は、委員の半数を超える10名の出席をいただいておりますので、本協議会は成立します。

このあとの進行につきましては、井上会長にお願いいたします。

2. 会長あいさつ

【会長挨拶】

(会長) それでは次第に沿って進めます。滞りなく進行しますよう皆さまのご協力をお願いいたします。

3. 議事録署名人の指名

(会長) はじめに、本会議の議事録署名人の指名をいたします。

国保運営協議会規則第8条の規定により、会長及び会長の指名する出席委員が議事録の署名をすることになっております。

本日は私と、被保険者代表の 漆谷委員にお願いいたします。

議事に入ります前に、本会議は公開となっております。福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第5条の規定により1名のかたが本会議の傍聴を希望されています。

皆さま、傍聴人を入場させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員了承】

それでは、事務局は傍聴人を入場させてください。

【傍聴人着席】

それでは議事に入ります。会が円滑に進行しますよう皆様のご協力をお願いします。

4. 議事

(1) 福津市国民健康保険事業の運営について(諮問)

(会 長) 第1の議題は、福津市国民健康保険の運営についての諮問です。事務局お願いします。

【市長代理市民生活部長より諮問】

(2) 福津市国民健康保険の状況

(会 長) 第2の議題、福津市国民健康保険の状況について、事務局の説明を求めます。事務局お願いします。

(事 務 局) それでは、福津市国民健康保険の状況について、令和7年度決算の説明に加えて、国保に関連するお知らせ等をさせていただきます。

【事務局より説明】

(会 長) ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いします。

(委 員) 3つあります。

1つ目は、資料P11の才.訪問健康相談の実施について、病院への頻回・重複受診者、重複服薬者、多剤投与者に対し。保健師等が適正受診の指導や健康状態に応じた生活指導を行うとありますが、この、重複服薬者については、マイナ保険証の利用やお薬手帳をお持ちの方は薬局でその方がどのようなお薬を飲まれているのかがわかるため良いのですが、そうでない方については、薬局がその方のお薬の処方状況が分かれば、重複服薬を防げるのではと考えています。その点について、保険者からシステム等で被保険者の服薬状況について、情報をいただくことはできないのでしょうか。

2つ目は、資料P8の(2)財政健全化に向けた取り組みの中で、「特別療養費制度」とありますが、これは被保険者に何割戻ってくるのでしょうか。

3つ目は、資料P10のウ.ジェネリック医薬品の普及促進について、令和6年10月から、後発医薬品がある薬について先発医薬品の調剤を患者が希望する場合は、先発医薬品と後発医薬品の差額の1/4相当が特別な料金として薬の自己負担額に算入されています。とありますが、現在は、差額の1/2が特別な料金として薬の自己負担額に算入されており、また、後発医薬品がある先発医薬品ではなく、国が定めている先発医薬品が

対象となっておりますので、意見として補足させていただきます。

（事務局）ありがとうございます。

まず、最後の3つ目について、誤った情報を記載しており申し訳ございませんでした。訂正をいただきありがとうございます。

1つ目のご質問につきましては、申し訳ございません、この場で即答できないため、確認後、後日回答させていただきます。

2つ目の質問について、特別療養費は、医療機関において、いったん10割お支払いいただき、後日特別療養費で受診された方のレセプト情報が届き次第、保険者より7割分の払い戻しについて勧奨通知を送付します。ただ、滞納がある方については、7割分の払い戻しについては滞納税への充当という形でご本人に同意を得たうえで実施させていただいております。

（委員）滞納税に充当される金額より滞納額が大きい場合はどうなるのでしょうか。

（事務局）その場合は本人に返還する金額は0円となります。

（委員）滞納があっても病院を保険診療で受診できるとなると、保険税を滞りなく納めている方に対して不公平だということにつながると思いますが、事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

（事務局）そういった不公平という状況が起こらないように、今年度においては、令和6年度以前の保険税に滞納がある方については、8月から医療機関においては窓口で10割を負担していただくこととしています。保険者といたしましては、10割負担というのは金額も大きくなりますので、特別療養費の方が病院の受診を控えることにつながってしまうという懸念はありますが、7割分の払い戻しの手続きに市役所に来ていただき、納付相談や納付勧奨をする機会をとこところに設けることで保険税の滞納解消へとつなげていっておるところでございます。さまざまな事情がある方もいらっしゃると思いますので、そういった方については、収納部署とも連携しながら、個々の対応も行っております。

（委員）滞納がある方は充当に対する同意をしなかった場合、7割分が本人に払い戻されるなどして、本人が得をするようなことはないのでしょうか。

（事務局）払い戻し分については、原則充当されますのでそういったことはありません。ただ、充当の手続きに際し、本人の同意を得ることが必要となっております。
また、そもそも手続きにお越しにならない方については、ご本人が10割を負担したままの状態ということになります。

（委員）10割負担したままの方と充当の手続きをした方のそれぞれ該当する人数の割合はわかりますでしょうか。

（事務局）滞納を解消すれば特別療養費から通常の負担割合の資格へと日々切り替わるなどする

ため委員がおっしゃったような数字というのはなかなか算出しづらい状況です。ただ、手続きに来ていただいた方で、充当への同意をしないという方はこれまでないと把握しています。

（委 員 ） そういった滞納を生まない、減らすということが、この口座振替勧奨というところにつながってくるのでしょうか。

（事 務 局 ） はい。委員おっしゃる通りでございます。

（委 員 ） とにかく、保険税を滞りなく納めている方に対して不公平感が生まれないようにしていただけたらと思います。

（委 員 ） 決算の報告においては、国保税の滞納額は出ないのでしょうか。

（事 務 局 ） 令和7年度時点で、これまでの国保税における滞納額は約1億5千万円となっております。

（委 員 ） この決算報告の資料においては、滞納額についての報告が載っていないので、次回から載せていただけますと幸いです。

（委 員 ） 資料の P8にある保険税収納率の推移のグラフ中の滞納分の収納率が過去5年間で約30%を保っているところから見て、滞納されている方は毎年同じ方が多いのでしょうか。

（事 務 局 ） 一般論でお答えいたしますと、滞納者の方の中には、滞納額が多い方もいらっしゃいますが、どちらかというと、納め忘れをそのままにしている方が多いのではないかなという印象があります。滞納額は膨らんでしまっており、すぐに完納することが難しいような方については、収納課をご案内し、納付相談や、分納の計画等を立てていただいております。

（委 員 ） 基本的には、保険診療を受けるには、滞納がないことが前提という理解でよろしいでしょうか。

（事 務 局 ） はい。基本的には委員がおっしゃるとおりでございます。

（事 務 局 ） 補足いたしまして、滞納に関しては、もちろん解消できる方もいらっしゃいますが、例えば、お亡くなりになってしまって相続放棄するなど、解消が難しい方も中にはいらっしゃいます。そういった方については、調査をし尽くしたうえで、もう収納することが不可能となれば、保険税の調定を落としていくなどしております。収納部署も、まずは滞納にならないように、現年の保険税の収納に力を入れている状態です。

（会 長 ） 難しい問題ですね。

（事 務 局 ） はい。委員の皆さまがおっしゃったように、保険税を滞りなく納めている方に対して不公平

感が生まれてしまっていることについて、保険者としても痛く認識しているところでございます。そういった不公平感を解消する取り組みを今後も続けていきたいと考えております。

(会 長) マイナンバーカードの普及率が分かれば教えてください。

(事 務 局) マイナンバーカードの保有に関する数字でいきますと、5月末時点で福津市は87.9%となっております。マイナンバーカードを返納している方等もいらっしゃいますが、そういった増減を反映したものが保有率となっております。普及率はもう今はもっていない場合も数字に含まれるようになっておりますので、あくまで保有率ですが、県全体では82.8%となっておりますので、県全体よりは上回る数字となっており、また県内でもトップクラスの数字となっております。

(会 長) 他にございませんか。なければ、事務局お願いします。

(事 務 局) 皆さまの机上に配布しておりますその他の資料についてご説明させていただきます。

【事務局からの周知や説明】

- ・子ども・子育て支援金に関する試算について
- ・第三者行為により負傷した場合の対応について
- ・高額療養費制度の見直しについて
- ・地域フォーミュラリについて

(会 長) 説明やお知らせがありました件について、ご意見やご質問はありますか。
ないようでしたら、これで全ての議事が終わりました。
皆様ご協力ありがとうございました。議事進行を事務局にお返しします。

5. その他

(事 務 局) 会長、ありがとうございました。皆さまお疲れさまでした。事務連絡をいたしますので、傍聴人の方はご退席いただきますようお願いいたします。

【傍聴人退席】

今年度の審議会の今後の予定につきまして、事務局よりご提案させていただきます。保険税率等に関する審議については、昨年度、福岡県による納付金の仮算定が行われた後に、県の決算剰余金の活用もあり、大きく本算定結果が変わることとなりました。そのため、例年12月に開催しております、福岡県における納付金の仮算定後の審議については実施せず、資料配布のみとさせていただき、例年翌1月に開催しております納付金の本算定結果に基づく保険税率等の審議のみ実施させていただきたいと考えております。

しかしながら、昨年度より断片的にご案内させていただいている、県全体における保険

税率の統一に関することについて、進捗状況によってはご審議をいただく必要がある可能性もございますので、その場合は事前の日程調整と合わせて通知させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員異議なし】

(事務局) ありがとうございます。
それでは、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。

< 終 了 >